

SIP戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業技術基盤）  
の公募に関するQ&A

\*表中の質問ならびに回答は、説明会やメールでの問い合わせの中で多かったものを中心に編集したものです。

分類	質問内容	回答
参画機関と協力機関について	参画する民間企業について、構成員と協力機関の違いは？	<p>公募要領 「5 民間投資（民間企業によるマッチングファンド） ①民間投資の範囲」をごらん下さい。</p> <p>研究開発項目に示す達成目標の実現に向けた研究開発等の着実な推進、委託研究の実施により得られた成果の実用化・事業化、普及を目的として、 <b>委託研究を受託する民間企業</b> 及び <b>委託研究を受託せずに当該委託研究の実施に協力する研究機関等（以下「協力機関」という。）として参画する民間企業</b></p> <p>○協力機関とは（委託業務研究実施要領～事務処理編～より抜粋） 協力機関とは、公募要領や研究計画書に具体的に規定された者で研究課題を遂行する上で協力が必要な第三者です。（協力機関において有用な成果が予測できる場合は、年度途中であってもコンソーシアムへ参画し、構成員として研究に参加することで研究促進、成果共有及び帰属が容易になります。） 協力機関は、構成員とは異なるため、次のような取扱いとなります。 ア 協力機関は研究費の配分を直接受けることができません。必要な経費は代表機関又は構成員から外注、依頼出張、謝金等の形で支払われます。 イ 研究成果に係る特許権等を帰属させることはできません。ただし、構成員が協力機関を共同出願人に加える理由を明らかにし、これを生研支援センターが認め、構成員と協力機関との間で委託契約書に規定した守秘義務と知的財産の取扱いを遵守すること等が規定された共同出願契約書が締結され、同契約書においてコンソーシアム内において当該共同出願について同意が得られている場合に限り、構成員と協力機関が知財を共有することを認めます。 ※ 手続きに関しては、Ⅲ－11「第三者との共同出願」を参照してください。 ウ 協力機関は研究課題の当事者ではありませんので、当該研究課題の成果について、協力機関単独での成果発表は認められません。 ただし、構成員がその理由を明らかにした上で、構成員と協力機関とが共同して成果を発表することは認められます。 エ 協力機関は生研支援センターとコンソーシアムとの委託契約の対象外であり、守秘義務の対象となっておりません。しかし、協力機関は委託先のコンソーシアムが運営する検討会等への参加により、委託研究の目的、内容及び成果を知り得る立場にあります。 成果等が漏洩することがないように、コンソーシアムごとに定める協定書又は知財合意書等に守秘義務をあらかじめ規定しておく必要があります。</p>
	研究開始後に協力機関を参画機関に変更することは可能か？	コンソーシアム構成員の同意と試験研究計画の変更により、協力機関を研究期間の途中から委託費を計上する参画機関に変更することは可能です。
マッチングファンドについて	マッチングファンドの額の出し方について、民間企業の持ち出し分がこれくらいというのを提示すればよいのか？どのように記載すればいいのか？	<p>参画機関である民間企業は、研究を実施し、委託費でまかなえなかった分を記載ください。また、委託費の配分のない参画機関・協力機関である民間企業は、当該研究目的のために活動して支払った経費を記載下さい。</p> <p>経費は社内価格等何らかの基準に基づいて金額換算し記載下さい。</p> <p>提案書には見込額を記載下さい。報告は、実績報告書の添付資料として実際にかかった金額を記載いただく予定です。</p>
	提案した民間投資見込額の根拠を証明する必要はありますか？	証明する必要はありません。
間接経費について	公募要領に地方公共団体の間接経費率は記載されていないが何%か？	地方公共団体は15%です。公募要領に追加します。
	Aの課題の技術提案型は上限1,000万円だが、大学なら30%の間接経費300万円を加えることができるか？	間接経費は各研究開発項目の上限額の内数となります。上限額が1,000万円であれば、間接経費を含み1,000万円以内で提案してください。
複数の提案について	一人の研究者が複数の提案に参画することは可能か？	可能です。ただしエフォート管理をするため、エフォート率100%を超えないよう留意してください。
再委託	再委託は不可能となっているが、データの解析等は企業に委託はできないのか？	データの解析やデータの提供を依頼する等研究要素を含まない役務は発注可能です。研究要素を含む場合は、研究グループの構成員として参画して下さい。

	Aの課題について包括提案と技術提案があるが、技術提案はどの範囲で提案が可能か。	公募要領32ページに記載の2(1)①a、b、cがそれぞれ対象になります。包括提案は目標達成のためにa～d全ての内容を網羅する必要がありますが、技術提案は、その一部としてこのような技術で目標の達成に貢献できるという提案をしてください。
	B(2) i) 「データ駆動型育種」の構築とその活用による新価値農作物品種の開発について  農作物品種と記載されていますが、家畜の肉の改良も育種に含まれますか？	畜産を対象とした提案も含まれます。ただし、B(2) i) は基本的に作物を対象としているので、審査においてもこの点が考慮されます。
技術提案について	Bには、水産関係のテーマも含まれますか？	B(1)には含まれます。 B(2)については、以下のとおりです。  i) 「データ駆動型育種」の構築とその活用による新価値農作物品種の開発 →水産は対象としていません  ii) ゲノム情報等の活用による農作物育種の効率化に貢献する精密ゲノム編集技術等の開発 →農作物育種にも使える技術であれば、水産の品種改良に貢献するゲノム編集技術の開発は対象になります  iii) 農業環境エンジニアリングシステムの構築と植物-微生物共生を活用した営農法等の開発 →水産は対象としていません